

ベネフィット通信



『定額減税のポイント』

1. 定額減税を始めるための準備をしよう！

6月からの定額減税控除に先立ち、社員一人につき、いくらの定額減税を行うべきかを確定しなければなりません。所得税で定額減税を行う金額は下記のとおりです（非居住者は除く）。

納税者本人	3万円
同一生計配偶者	3万円
扶養親族	1人につき3万円

気を付けなければならないのは、同一生計配偶者と厳選控除対象配偶者は同じではないということです。「同一生計配偶者」とは、納税者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。配偶者の合計所得金額が48万円超95万円以下の場合は、源泉控除対象配偶者にはなりますが、定額減税の対象には含まれません。また、定額減税では本人の所得制限はありません。本人の合計所得金額が900万円超になることがわかっている場合、配偶者を記載していないこともあるので、再確認が必要です。

2. 定額減税を記録する

6月以降に支給する給与・賞与の源泉税について、定額減税の金額に達するまでは徴収しないという方法を採ります。単身者で定額減税の額が3万円の場合でも、社会保険料等控除後の金額が503,000円以上でないと1ヶ月で引くことはできません。複数月にわたって定額減税の事務を行う必要があります。ではどのように管理をすればよいのでしょうか。国税庁のHPから下記のような「各人別控除事績簿」のEXCELをダウンロードすることができます。

氏名	月次減税額		R6.6月給与			7月以降…
	人数	金額	控除前税額	控除金額	控除未済額	…
Aさん	2	60,000円	25,000円	25,000円	35,000円	…

<POINT>

- ① 6月で引ききれない定額減税額は7月以降の給与・賞与から控除する。
- ② 合計所得金額が1,805万円を超える見込みの社員も定額減税を実施する。
- ③ 納付書には定額減税控除後の金額を記載する。税額が0のときは税務署に提出のみ。
- ④ 控除しきれなかった税額があっても、令和7年の給与からは控除しない。

3. 年末調整で行う減税事務

年末調整では確定した合計所得金額を基に、年間の所得税額との精算を行います。年末調整の対象となる人のうち、合計所得金額が1,805万円を超える社員は、年調減税額を控除しないで年末調整を行います。住宅借入金等特別控除があるときは、住宅借入金等特別控除後の所得税額が限度となります。

中山到税理士事務所 吉岡真里行政書士事務所

〒113-0033 東京都文京区本郷2-3-9
ツインビュー御茶ノ水404
TEL 03-6240-0194
FAX 03-6240-0195
E-mail : support@itaru-tax.com
HP : <http://www.itaru-tax.com/>

四代目なます君速報

四代目ナマズ君。

ドアップ

すでにかなり暑い日々が
続いているので水温管理に
気を使います。



7月の税務

★7月10日

1. 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
(年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)

★7月16日

2. 所得税の予定納税額の減額申請

★7月31日

3. 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
4. 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
5. 2月, 5月, 8月, 11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定

申告(消費税・地方消費税)

7. 11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
8. 消費税の年税額が400万円超の2月, 8月, 11月決算法人の3月ごとの中間申告
(消費税・地方消費税)
9. 消費税の年税額が4,800万円超の4月, 5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2か月分)
(消費税・地方消費税)

★7月中において市町村の条例で定める日

10. 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付

8月の税務

★8月13日

1. 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

★9月2日

2. 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
3. 3月, 6月, 9月, 12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
(消費税・地方消費税)
4. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
5. 12月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)

6. 消費税の年税額が400万円超の3月, 9月, 12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)

7. 消費税の年税額が4,800万円超の5月, 6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2か月分)
(消費税・地方消費税)

8. 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告

★8月中において都道府県の条例で定める日

9. 個人事業税の納付(第1期分)

★8月中において市町村の条例で定める日

10. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付
(第2期分)

9月の税務

★9月10日

1. 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

★9月30日

2. 7月決算法人の確定申告
(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
3. 1月, 4月, 7月, 10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
4. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

5. 1月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)

6. 消費税の年税額が400万円超の1月, 4月, 10月決算法人の3月ごとの中間申告
(消費税・地方消費税)

7. 消費税の年税額が4,800万円超の6月, 7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2か月分)
(消費税・地方消費税)